ペイクラウドホールディングス株式会社

証券コード：4015

第21回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2026年11月25日（水曜日）
午後1時（受付開始 午後0時30分）

開催場所 東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号
日本青年館ホテル 8階
カンファレンスルーム イエロー

行使期限 2026年11月24日（火曜日）
午後6時まで

今後の状況に応じて株主総会の開催に重要な変更が生じる場合は、
当社ウェブサイトにてご案内申しあげます。
URL：https://www.paycloud.inc/



証券コード　4015
2026年11月10日

株　主　各　位

東京都港区南青山二丁目24番15号
ペイクラウドホールディングス株式会社
代表取締役社長　岩　井　陽　介

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.paycloud.inc/ir/library/
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名(ペイクラウドホールディングス）又は証券コード（4015）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（３頁から４頁）にしたがって、2026年11月24日（火曜日）午後６時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月25日（水曜日）午後１時
（受付開始　午後０時30分）

2．場　　所　東京都新宿区霞ヶ丘町4番１号
日本青年館ホテル８階　カンファレンスルーム イエロー

3．目的事項

報告事項
1．第21期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第21期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

株主の皆様に送付する書面のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.paycloud.inc/ir/library/）に掲載しており、交付書面への記載を省略しております。「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査等委員会の監査報告」

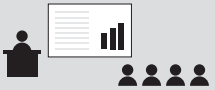
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただいた株主の皆様へのお土産は用意しておりません。

株主総会終了後、同会場にて事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますよう、お願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

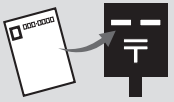
当日ご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時　2026年11月25日（水曜日）午後１時

事前の議決権行使をいただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。
議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2026年11月24日（火曜日）午後６時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2026年11月24日（火曜日）午後６時まで

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました！
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

■ご注意事項

●午前２時30分から午前４時30分はご利用いただけません。
●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
（1）議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
●インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

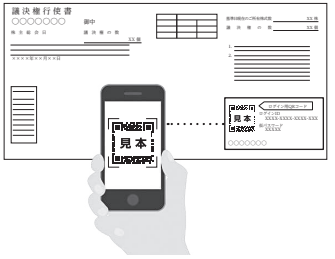
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

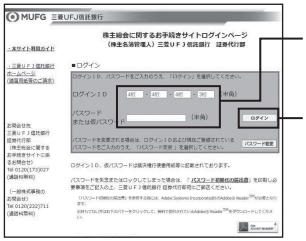


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1．企業集団の現況

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、一部の地域において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続きました。一方、中東情勢をはじめとする地政学的リスク、米国の通商政策をめぐる動向、金融資本市場の変動等により、先行きの不透明感が継続しました。また、わが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、個人消費に持ち直しの動きがみられ、設備投資も持ち直しているなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、継続的な物価上昇、中東情勢や自然災害等の影響、金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、先行きは依然として不透明な状態にあります。

このような環境下において、当社グループでは、各種新サービスの立ち上げを行い、既存サービスの機能拡充を進め、顧客獲得、事業規模の拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高11,142,305千円（前年同期比8.9％増）、営業利益828,468千円（前年同期比13.3％増）、経常利益812,120千円（前年同期比13.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益418,898千円（前年同期比191.4％増）となりました。また、当社グループが経営戦略上の重要指標であると捉えている調整後EBITDA(*)は1,357,897千円（前年同期比5.3％増）となりました。

(*) 調整後EBITDAは、営業利益と減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）及び株式報酬費用の合計額となっております。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

① キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」については、決済手数料収入の着実な上積みが進み、利益率が当初の計画を上回って推移しました。キャッシュレスサービス事業の当連結会計年度末における顧客数は1,164社となり、累計エンドユーザー数は244,332千人となりました。また、当連結会計年度における独自Ｐａｙの決済取扱高は、約1.58兆円と堅調に増加しました。

その結果、キャッシュレスサービス事業の当連結会計年度における売上高3,862,228千円（前年同期比2.5％増、セグメント間の内部売上高371千円を含む）、セグメント利益822,218千円（前年同期比2.5％増）となりました。なお、本年４月からは、一般財団法人京都仏教会と連結子会社である株式会社バリューデザインが共同開発した寺院・神社向けキャッシュレス決済「おまいりＰａｙ」の提供も開始するなど、新たなサービスの開発・提供に取り組んでまいりました。

② デジタルサイネージ関連事業

「デジタルサイネージ関連事業」については、多店舗展開する企業へのデジタルサイネージ導入が進んだことや、商業施設やオフィスサイネージの導入が寄与し、売上高、利益ともに堅調に推移いたしました。また、当連結会計年度におけるデジタルサイネージ累計設置面数は74,936面、累計設置箇所は32,782箇所で、順調に増加いたしました。

その結果、デジタルサイネージ関連事業の当連結会計年度における売上高6,249,669千円（前年同期比9.8％増）、セグメント利益860,591千円（前年同期比6.8％増）となりました。

③　ソリューション事業

「ソリューション事業」については、連結子会社であるアララ株式会社の主要なサービスであるメッセージングサービスにおいて、事業者向けにメッセージ配信を行う法人企業へのアウトバウンド営業活動を引き続き強化してまいりました。また、ＡＩの台頭に伴う検索行動の変化や検索経由の流入減少を踏まえ、新たな顧客接点・流入チャネルの開拓に取り組んでおります。なお、メッセージングサービスの当連結会計年度における取引社数は430社、解約率は2.0％となりました。

その結果、ソリューション事業の当連結会計年度における売上高792,038千円（前年同期比2.9％増、セグメント間の内部売上高8,953千円を含む）、セグメント利益276,600千円（前年同期比7.3％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は307,122千円であります。その主な内容は、当社グループの各事業の新規システム開発、既存システムの機能拡張及びインフラ維持や増強等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの運転資金の安定化を図るため、株式会社みずほ銀行より100,000千円、株式会社りそな銀行より150,000千円、株式会社三井住友銀行より50,000千円、株式会社横浜銀行より150,000千円の借入を実施しております。

(4) 対処すべき課題

① 成長事業における新たなビジネスモデルの開発

「キャッシュレスサービス事業」及び「デジタルサイネージ関連事業」を成長投資事業、「ソリューション事業」を安定収益事業と位置づけ業績の拡大を図っております。

経済産業省は、将来的な目標（キャッシュレス決済比率80％）及び、キャッシュレス決済比率を2030年までに65％にするという中間目標の達成に向け、その推進に取り組んでいますが、同省が2026年３月に公表した日本国内の2025年のキャッシュレス決済比率は58.0%まで進捗しております。大手企業の参入等による競争激化が見込まれる環境においても、当社グループが継続的に業績を拡大するために、独自Ｐａｙの強みを活かしたビジネスの多様化を推進してまいります。「デジタルサイネージ関連事業」において、大型ＬＥＤビジョン「ＬＥＤWORLD」は屋外・屋内仕様はもちろん、透過型やフレキシブルタイプなど特殊な仕様も取り揃え、お客様の導入用途に最適な効果を発揮できる提案を揃えています。クラウド型デジタルサイネージ配信管理システムにより安価な初期コストでデジタルサイネージの導入が可能となり、導入・施工から運用に係る全ての業務をワンストップで行える当社グループの強みを活かし、顧客の人手不足解消、店舗ＤＸを推進しております。

② 共通顧客基盤への営業力強化によるビジネス拡大

「キャッシュレスサービス事業」において、全国に店舗展開を行う多業態飲食チェーンや、大手スーパーマーケット・ドラッグストア等の受注が進んでおります。「デジタルサイネージ関連事業」においても同様の顧客セグメントがターゲットであり、個別に非効率な営業を行うのではなく、統合のシナジーを最大限生かす取り組みを開始しております。

③ 代理店等を活用した営業力の強化による収益向上

受注先企業規模の大型化によって導入までの準備に期間を要し、販売費及び一般管理費の増大傾向は継続しておりますが、自社の営業力だけではなく、代理店やサービス連携パートナー企業等を活用した営業力の更なる強化及び早期収益化が必要と考えております。

④ システムの安定性・安全性の確保

当社グループは、インターネットを利用して顧客にサービスを提供しているため、システムの安定稼働が必要不可欠であります。このため、顧客の増加に合わせサーバの処理能力を増強する施策を継続的に実施し、システムの安定性の確保に努めてまいります。また、パブリッククラウドサーバの利用を積極的に推進することで、データ量の増加にもフレキシブルな対応が可能となり、ディザスタリカバリー(注)による安全性も担保しやすくなります。昨今、飛躍的に増加しているサイバー攻撃に対してはシステム側の安全性の確保と同時に、端末側でのＥＤＲ（ＥｎｄｐｏｉｎｔＤｅｔｅｃｔｉｏｎａｎｄＲｅｓｐｏｎｓｅ）の導入、社員向け教育・訓練等対応を続けてまいります。

(注) ディザスタリカバリーとは、地震や津波等の天災や、テロ、不正侵入等によりシステムが壊滅的な状況になった際に効率的、かつダウンタイムを最小限にして復旧・修復すること、また、その災害に備えたシステムや体制を指します。

⑤ 個人情報管理体制の強化

ＧＤＰＲ(ＧｅｎｅｒａｌＤａｔａＰｒｏｔｅｃｔｉｏｎＲｅｇｕｌａｔｉｏｎ：ＥＵ一般データ保護規則)等による世界的な個人情報管理の規制強化を背景に、個人情報を保有する法人の情報管理の実効性強化が求められております。一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得する等、個人情報保護に努めております。

⑥ アジアへの事業展開の体制構築

当社グループは、アジア（シンガポール、タイ、インド）において、現地法人を設置しております。各国とも代理店等とともに新規顧客の開拓を続けており、案件の規模が徐々に拡大し、新規営業やサービス運営、及び現地法人の運営体制・内部統制の強化が課題となっております。また、会員管理やモバイル決済など、各国の事情に合わせたサービスニーズの提供に向けた現地企業との提携や、M＆Aなども視野に入れた各国の同業企業との連携などを行い、アジア主要国での実績の早期確立・拡大に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後も更なる業容拡大を図るため、成長段階に沿った業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が必要と認識しております。内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効かつ効率的に行ってまいります。また、内部管理体制を充実させるために、研修や社内勉強会等を開催し、内部統制及びコンプライアンスの強化に努めております。

⑧ 従業員教育等の支援強化

当社グループでは、将来の経営幹部候補育成のために外部講師による研修を行っております。経営課題の分析、経営戦略の策定、会社経営を総合的に見たうえでの意思決定などに必要な素養を身につけられるように継続した従業員教育を行っております。従来より、全社員のレベル向上と同時に、従業員個々のニーズに応じたオンラインカリキュラムの提供を行っていますが、一人ひとりが新しい事業を生み出し、さらには起業できるような人材を育成することが、当社グループの収益拡大につながると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 18 期 (2023年８月期)	第 19 期 (2024年８月期)	第 20 期 (2025年８月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高（千円）	4,476,307	6,853,412	10,234,033	11,142,305
経常利益（千円）	133,385	320,086	714,241	812,120
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	114,126	74,149	143,755	418,898
１株当たり当期純利益（円）	10.65	5.37	9.06	26.48
総資産（千円）	4,401,658	8,262,802	9,409,689	9,326,190
純資産（千円）	2,163,165	4,215,460	4,530,300	4,736,177
１株当たり純資産（円）	180.07	264.33	274.98	294.92

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年８月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社バリューデザイン	100,000千円	100.0%	サーバ管理型プリペイドカードシステム「バリューカードサービス」の提供による、企業のブランディング、プロモーション支援事業
株式会社クラウドポイント	230,000千円	100.0%	デジタルサイネージ、ウェブプロモーション、広告・宣伝・販売促進に関する企画・制作等
アララ株式会社	5,000千円	100.0%	メッセージサービス事業 データセキュリティ事業 ＡＲサービス事業

（注）当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社バリューデザイン
特定完全子会社の住所	東京都中央区京橋三丁目１番１号
当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,646,811千円
当社の総資産額	6,085,802千円

特定完全子会社の名称	株式会社クラウドポイント
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号
当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,935,529千円
当社の総資産額	6,085,802千円

(7) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事　業　区　分	主要な製品又はサービス
キャッシュレスサービス事業	・アララキャッシュレス ・バリューカードサービス
デジタルサイネージ関連事業	・ＬＥＤ ＷＯＲＬＤ ・クラウド エクサ
ソリューション事業	・アララメッセージ ・Ｐ-Ｐｏｉｎｔｅｒ Ｆｉｌｅ Ｓｅｃｕｒｉｔｙ ・ＡＲＡＰＰＬＩ（スマートフォンアプリ）

(8) 主要な営業所（2026年８月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区南青山二丁目24番15号

② 子会社

株式会社バリューデザイン	東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社クラウドポイント	東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号
アララ株式会社	東京都港区南青山二丁目24番15号

(9) 従業員の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
キャッシュレスサービス事業	128名 （5名）	2名増
デジタルサイネージ関連事業	132名 （0名）	14名増
ソリューション事業	34名 （1名）	1名増
その他の事業	3名 （0名）	1名増
全社（共通）	19名 （1名）	3名減
合計	316名 （7名）	15名増

（注）1．従業員数は、当社グループから他社への出向者を除く就業人員数であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2．全社(共通)として記載されている従業員数は、当社グループの特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名（1名）	4名減	40.1歳	5.7年

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であり、臨時従業員数（契約社員、パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（10）主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	500,000 千円
株式会社みずほ銀行	412,498 千円
株式会社りそな銀行	212,474 千円
株式会社三井住友銀行	202,448 千円
株式会社横浜銀行	141,600 千円
株式会社商工組合中央金庫	115,030 千円
株式会社日本政策金融公庫	61,680 千円
株式会社きらぼし銀行	47,513 千円
株式会社千葉銀行	16,672 千円

（注）当社グループは運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額の総額150,000千円の当座貸越契約を取引銀行１行と締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末における借入実行額は50,000千円であります。

（11）剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元の有無を今後も検討してまいります。

（12）事業の譲渡等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

（13）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　47,000,000株
（2）発行済株式の総数　16,022,148株
（3）株主数　8,024名
（4）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
三浦　嚴嗣	2,470,903	16.02
岩井　陽介	1,506,500	9.76
株式会社ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	917,900	5.95
尾上　徹	573,040	3.71
株式会社マーフコーポレーション	464,980	3.01
大日本印刷株式会社	439,040	2.84
ＡＧキャピタル株式会社	304,700	1.97
テクミラホールディングス株式会社	250,000	1.62
ＩＷＡＩ　ＧＲＯＵＰ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．	250,000	1.62
ＧＭＯペイメントゲートウェイ株式会社	213,120	1.38

（注）１．持株比率は自己株式（600,771株）を控除して計算しております。
２．当社は、2026年４月15日の取締役会の決議に基づき、2026年４月16日から2026年７月27日までの間に、600,000株の自己株式を取得しました。
３．新株予約権の行使により、発行済株式総数が114,740株増加しております。

3．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩井陽介	アララ株式会社取締役 IWAI GROUP PTE.LTD. Director
取締役会長	三浦嚴嗣	株式会社クラウドポイント代表取締役社長 株式会社シーピープラス取締役 株式会社SANKYO社外取締役（監査等委員）
取締役	尾上徹	WEARTOPAY PTE.LTD. Director
取締役	鈴木孝二	B・BLUE partners株式会社代表取締役社長 株式会社PR TIMES社外取締役 株式会社Dirbato社外取締役 株式会社ユアルート社外取締役
取締役 （監査等委員）	井上昌治	弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士 KLab株式会社社外取締役（監査等委員） スペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	米田恵美	米田公認会計士事務所代表 一般社団法人エヌワン代表 株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役 株式会社ヨコオ社外取締役
取締役 （監査等委員）	一木裕佳	株式会社日経BP　総合研究所 フェロー 株式会社エプコ社外取締役（監査等委員）

（注）１．鈴木孝二氏は、社外取締役であります。
２．井上昌治氏、米田恵美氏及び一木裕佳氏は、監査等委員である社外取締役であります。
３．当社は、社外取締役４名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．井上昌治氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。
５．米田恵美氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。
６．一木裕佳氏は、人的資本及びサスティナビリティに関する分野において相当程度の知見を有しているため、監査等委員である社外取締役としております。
７．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
８．取締役種谷信邦氏及び取締役（監査等委員）金子毅氏は、2025年11月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の全ての取締役（監査等委員含む）並びに当社子会社の取締役及び監査役

② 当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うときに、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害、又は、当該請求がなされるおそれがある状況が生ずることによって、対象役員がこれに対応するために要する費用を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、契約期間は１年間であります。

③ 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者である対象役員の犯罪行為等に起因する損害は、当該保険契約の免責事項となります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年９月28日、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本①において同じ）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」という）を取締役会において決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ）の決定に関して、金銭報酬については固定報酬（現金）及び業績連動報酬（現金）で構成されており、固定報酬（現金）については、役位及び各事業年度の売上高を考慮して定めることとしております。

業績連動報酬（現金）は、売上高、営業利益又は、「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」、各人の個別目標の達成率に応じて算出された額を支給することとしており、業績指標として売上高、営業利益又は「営業利益＋減価償却費及び償却費±その他の調整項目」を選定した理由としては、長期的・持続的に成長することを定めた中期経営計画の財務目標と最も関連しているためであります。

また、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与することとし、付与数は役位に応じて決定いたします。

固定報酬（現金）、業績連動報酬（現金）又は非金銭報酬（新株予約権）の額、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、固定報酬（現金）を主たる報酬としつつ、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう適切に決定いたします。

固定報酬（現金）と前期実績に基づく業績連動報酬（現金）は、12等分した金額を毎月支給し、非金銭報酬（新株予約権）は、原則として毎年１回支給いたします。

各取締役の報酬等については、取締役会が、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会における審議結果を踏まえ、その具体的内容を決定いたします。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の報酬額については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき指名報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち、社外取締役）	75,402 (4,400)	64,906 (4,400)	－	10,495 (－)	5 (2)
監査等委員である取締役 （うち、社外取締役）	17,540 (17,540)	17,540 (17,540)	－	－ (－)	4 (4)
合計 （うち、社外取締役）	92,942 (21,940)	82,446 (21,940)	－	10,495 (－)	9 (6)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2020年８月27日開催の臨時株主総会において年額455,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は４名（うち社外取締役は１名）であります。また上記の報酬額とは別枠で、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）に対し、各事業年度における定時株主総会の日から１年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限2,050個とすることを決議しております。さらに、2024年11月26日開催の第19回定時株主総会において当該新株予約権の内容を、退任時報酬として、当社及び子会社の役員又は従業員の地位を失った日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過するまでに限り行使することにより交付を受けることができる、株式1株当たりの行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプションに変更することを決議しております。なお、かかる決議の対象となる取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は、当該決議時点において3名となります。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年８月27日開催の臨時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は３名）です。また上記の報酬額とは別枠で、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、各事業年度における定時株主総会の日から１年以内の日に発行するストックオプション報酬としての新株予約権の数を上限100個とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役は４名）であります。
4．非金銭報酬は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しております。
5．取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の支給対象となる役員の員数及び支給額には、2025年11月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く）１名の分が含まれております。
6．監査等委員である取締役の報酬等の支給対象となる役員の員数及び支給額には、2025年11月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役１名の分が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鈴木孝二氏は、B・BLUE partners株式会社代表取締役社長、株式会社PR TIMES社外取締役、株式会社Dirbato社外取締役及び株式会社ユアルート社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役井上昌治氏は、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル弁護士、KLab株式会社社外取締役（監査等委員）及びスペースシャワーSKIYAKIホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役米田恵美氏は、米田公認会計士事務所代表、一般社団法人エヌワン代表、株式会社ダイレクトマーケティングミックス社外取締役及び株式会社ヨコオ社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役一木裕佳氏は、株式会社日経BP総合研究所フェロー及び株式会社エプコ社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	出席状況及び発言状況並びに当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鈴　木　孝　二	社外取締役就任後に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に企業経営に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	井　上　昌　治	当事業年度中に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律分野での豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	米　田　恵　美	当事業年度中に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務会計に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。
取締役	一　木　裕　佳	社外取締役就任後に開催された取締役会13回及び監査等委員会10回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に人的資本経営に係る豊富な経験・見地から、適宜発言を行っており、期待される役割を十分に果たしております。

4．会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,522 千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,522 千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3．当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額として、上記以外に前事業年度に係る追加報酬額として3,717千円を支払っております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,082,319**	**流動負債**	**3,680,405**
現金及び預金	3,834,350	買掛金	867,488
受取手形、売掛金及び契約資産	1,512,081	短期借入金	550,000
棚卸資産	542,554	1年内返済予定の長期借入金	408,315
その他	194,896	未払金	287,929
貸倒引当金	△1,562	未払法人税等	197,221
固定資産	**3,243,870**	前受金	297,440
有形固定資産	**64,767**	賞与引当金	44,858
建物	10,217	預り金	751,607
工具、器具及び備品	43,481	契約損失引当金	82,500
リース資産	0	その他	193,043
建設仮勘定	11,068	**固定負債**	**909,607**
無形固定資産	**2,749,819**	長期借入金	751,599
のれん	1,742,160	契約損失引当金	153,900
顧客関連資産	351,750	退職給付に係る負債	4,107
ソフトウエア	559,573	**負債合計**	**4,590,013**
ソフトウエア仮勘定	95,762	**(純資産の部)**	
その他	571	**株主資本**	**4,560,739**
投資その他の資産	**429,284**	資本金	1,081,212
投資有価証券	31,637	資本剰余金	3,050,605
敷金及び保証金	286,060	利益剰余金	722,052
繰延税金資産	37,999	自己株式	△293,130
その他	74,805	**その他の包括利益累計額**	**△12,576**
貸倒引当金	△1,218	その他有価証券評価差額金	△5,801
		為替換算調整勘定	△6,774
		新株予約権	**188,013**
		純資産合計	**4,736,177**
資産合計	**9,326,190**	**負債純資産合計**	**9,326,190**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**11,142,305**
売上原価		**6,821,596**
売上総利益		**4,320,708**
販売費及び一般管理費		**3,492,240**
営業利益		**828,468**
営業外収益		
受取利息	12,029	
受取配当金	190	
為替差益	5,345	
その他	2,047	**19,613**
営業外費用		
支払利息	33,636	
支払手数料	2,322	
その他	2	**35,960**
経常利益		**812,120**
特別利益		
新株予約権戻入益	5,760	**5,760**
税金等調整前当期純利益		**817,880**
法人税、住民税及び事業税	393,073	
法人税等調整額	5,908	**398,981**
当期純利益		**418,898**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**418,898**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、本議案の上程にあたり、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	（現行どおり）
（新設）	2　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）４名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岩井陽介（いわい ようすけ） (1965年11月20日生) 再任	1989年４月　株式会社リクルートコスモス（現「株式会社コスモスイニシア」）入社 1998年６月　株式会社パラダイスウェブ取締役 1998年９月　株式会社サイバード専務取締役 2002年２月　株式会社ディムーブ取締役 2005年４月　株式会社サイバード取締役兼執行役員副社長 2005年９月　Airborne Entertainment取締役 2006年６月　IWAI GROUP PTE.LTD. Director（現任） 2006年10月　CYB International President 2007年２月　当社取締役 2007年６月　株式会社サイバードホールディングス取締役 2008年１月　当社代表取締役社長 2010年７月　株式会社イー・コミュニケーションズ社外取締役 2012年８月　ARARA PTE. LTD. Director 2022年６月　当社代表取締役会長 2023年11月　当社代表取締役副会長 2024年３月　アララ株式会社取締役（現任） 2025年11月　当社代表取締役社長（現任）	1,506,500株
2	三浦巖嗣（みうら たかし） (1963年2月19日生) 再任	1987年４月　株式会社リクルート入社 1990年10月　株式会社オックスプランニングセンター（現「株式会社クラウドポイント」）設立代表取締役社長(現任) 2002年６月　株式会社ビスティ監査役 2009年10月　株式会社キャドセンター社外取締役 2015年６月　株式会社SANKYO社外取締役 2022年３月　株式会社シーピープラス取締役(現任) 2023年11月　当社取締役会長（現任） 2024年６月　株式会社SANKYO社外取締役（監査等委員）（現任）	2,470,903株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	尾上 徹（おのえ とおる） (1967年10月11日生) 再任	1990年４月　株式会社ジェーシービー入社 2005年９月　インプルーブテクノロジーズ株式会社入社 カード事業本部長 2006年７月　株式会社バリューデザイン設立　執行役員 2006年10月　同社代表取締役社長 2014年１月　佰餾（上海）信息技術有限公司董事長 2016年２月　VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.Director 2017年３月　VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.Director 2017年７月　VALUEDESIGN (MALAYSIA) SDN.BHD.Director 2018年７月　ValueDesign Service Pvt Limited.Director 2022年４月　当社取締役 2022年６月　当社代表取締役社長 2023年９月　VALUEDESIGN SINGAPORE PTE.LTD.（現「WEARTOPAY PTE.LTD.」）Director（現任） 2025年11月　当社取締役（現任）	573,040株
4	鈴木孝二（すずき たかつぐ） (1971年１月３日生) 再任 社外取締役候補者	1995年４月　株式会社日本ブレーンセンター入社 2000年１月　エン・ジャパン株式会社（現「エン株式会社」）取締役 2008年６月　エン・ジャパン株式会社（現「エン株式会社」）代表取締役社長 2010年９月　ウォールストリートアソシエイツ株式会社（現「エンワールド・ジャパン株式会社」）取締役 2013年４月　Navigos Group Vietnam Joint Stock Company取締役 2015年４月　エン・ジャパン株式会社（現「エン株式会社」）代表取締役社長執行役員 2017年３月　エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長 2020年４月　Navigos Group Vietnam Joint Stock Company取締役会長 2023年10月　Future Focus Infotech Pvt. Ltd.取締役 2024年４月　エンSX株式会社取締役 2025年４月　エン・ジャパン株式会社（現「エン株式会社」）取締役 2025年５月　B・BLUE partners株式会社　代表取締役社長（現任） 2025年10月　株式会社Dirbato社外取締役就任(現任) 2025年11月　当社社外取締役就任(現任) 2025年12月　株式会社ユアルート社外取締役就任(現任) 2026年５月　株式会社PR TIMES社外取締役就任(現任)	0株

（注）１．当社と各候補者との間には特別の利害関係はありません。
２．鈴木孝二氏は社外取締役候補者であります。同氏は、上場企業において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループのグループガバナンス体制の強化及び企業経営全般に関して助言いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
３．鈴木孝二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．当社は、鈴木孝二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
５．当社は、鈴木孝二氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、

当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。

6．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「３．会社役員の状況（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は、各候補者の任期途中に更新される予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
日本青年館ホテル　８階　カンファレンスルーム　イエロー
TEL 03-3401-0101（代）



交通　●東京メトロ銀座線 外苑前駅 ｂ２出口 徒歩約７分
●都営大江戸線 国立競技場駅 Ａ２番出口 徒歩約11分
●JR中央・総武線各駅停車 千駄ヶ谷駅 改札口 徒歩約14分

＜お願い＞ 駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、公共の交通機関のご利用をお願いします。

2026年11月10日

第21回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

ペイクラウドホールディングス株式会社

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価等として交付された新株予約権等の状況

		第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日		2019年11月27日	2021年12月15日
新株予約権の数		2,180個	556個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　218,000株	普通株式　55,600株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 385円	1株当たり 758円
権利行使期間		2021年11月27日から 2029年11月26日まで	2025年 1 月20日から 2031年12月14日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	同左
役員の保有状況	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	新株予約権の数　685個 目的となる株式数　68,500株 保有者数　1名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　1名
	社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る)	―	―
	取締役(監査等委員)	―	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　1名

		第21回新株予約権	第23回新株予約権
発行決議日		2022年４月27日	2023年３月22日
新株予約権の数		39個	4,160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　12,480株	普通株式　416,000株
新株予約権の払込金額		無償	有償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　１円	１株当たり 365円
権利行使期間		2022年 6 月 1 日から 2048年11月 5 日まで	2024年12月 1 日から 2033年 2 月 5 日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	同左
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるものを除く）	新株予約権の数　8個 目的となる株式数　2,560株 保有者数　1名	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　100,000株 保有者数　2名
	社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）	―	―
	取締役（監査等委員）	―	―

		第26回新株予約権	第27回新株予約権
発行決議日		2024年３月１日	2024年６月20日
新株予約権の数		1,825個	2,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　182,500株	普通株式　220,000株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり 544円	１株当たり 506円
権利行使期間		2027年 3 月20日から 2034年 2 月28日まで	2026年 7 月13日から 2034年 6 月19日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	同左
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるものを除く）	新株予約権の数　800個 目的となる株式数　80,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　220個 目的となる株式数　22,000株 保有者数　１名
	社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）	―	―
	取締役（監査等委員）	―	―

		第28回新株予約権
発行決議日		2025年８月14日
新株予約権の数		63個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　6,300株
新株予約権の払込金額		有償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり　１円
権利行使期間		2025年 8 月30日から 2045年 8 月29日まで
行使の条件		当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。
役員の保有状況	取締役（監査等委員であるものを除く）	新株予約権の数　63個 目的となる株式数　6,300株 保有者数　１名
	社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）	―
	取締役（監査等委員）	―

（注）１．新株予約権のうち、取締役就任前に付与した新株予約権は上記に含めております。
２．第21回の新株予約権については、当社子会社である株式会社バリューデザインが株式交換前に発行していた新株予約権に代わり、当社新株予約権を交付したものであります。なお、「発行決議日」欄に記載されている日付は、臨時株主総会にて株式交換契約が承認された日、「権利行使期間」欄の始期は、当該株式交換の効力発生日であります。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムに関する基本方針」を制定することを2014年２月14日開催の取締役会において決議（2026年７月22日開催の取締役会において改定を決議）しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

１．当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的な考え方

① 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため行動指針及び諸規程を定め、これを遵守することを誓約する。

② 企業理念を代表取締役が繰り返し役職員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

① 取締役会の監督の下、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス業務を担当する部署を明らかにし、当社グループのコンプライアンス態勢の整備・強化を図る。

② コンプライアンス担当役員及び監査等委員会は、コンプライアンスの浸透状況を検証する。内部監査責任者は、管理上は代表取締役社長の所轄とし、機能上は監査等委員会に報告する関係の下で、コンプライアンス及び内部統制の状況を監査する。

③ 不正行為の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度規程」を定め、当社グループ共通の相談・通報窓口として外部設置窓口及び内部設置窓口を設置する。利用者がアクセスする外部設置窓口は、別途定める中立的な第三者機関に委託した上で、受付後の処理を一般ルートと監査等委員会直通ルートの二系統に分ける。経営陣が関与する案件は、通常の執行ラインを経ず、監査等委員会に直接接続する。通報の対象者には、当社グループの役職員のほか、退職者、特定受託事業者（フリーランス）、求職者等を含める。

(3) 反社会的勢力の排除に対する基本的な考え方と体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。

② 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じ取締役会へ報告することができる。

３．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

「リスク管理規程」「リスク管理基準」を制定し、取締役会の監督の下、リスク管理委員会が当社グループ全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。リスク管理委員会は、重要なリスク及び重大事案を取締役会に報告する。

内部監査責任者は、当社グループ全体のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、重要な監査結果等は監査等委員会にも報告する。経営陣関与・利益相反事項は、監査等委員会に優先又は直接報告する。

(2) 有事の対応
天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアル、緊急時対応計画に従い情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行う。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

(2) 取締役の職務執行については、取締役会における職務分担の決議のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき各人の職務内容及び責任を明確にし、効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

5．上記以外の当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社は当社に対し事業内容の定期的な報告を行うこととし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。また、当社子会社は、重大なコンプライアンス違反、内部通報案件その他当社グループの内部統制に重要な影響を及ぼす事項を、当社の定める基準に従い報告する。

(2) 当社の内部監査責任者は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告するとともに、重要な監査結果等は監査等委員会にも報告する。経営陣関与・利益相反事項は監査等委員会に優先又は直接報告し、必要に応じて、内部統制の改善策についての指導及び実施の支援を行う。

(3) 当社は、内部通報制度をグループ共通制度として整備し、当社グループ各社から当社への受付・調査等の業務委託及び当社グループ間の個人データの共同利用を通じて、グループ全体のコンプライアンス違反等の早期把握と是正を図る。

6．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議の上、コーポレート部門に所属する使用人を監査等委員会の補助すべき使用人として指名することができる。

7．前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
前項に基づき指名された使用人への指揮命令権は、監査等委員会が指定する補助業務の期間中は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない。

8．当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ会社の業務執行状況を報告する。また、当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
監査等委員は、必要に応じ何時でも当社グループの重要と思われる会議に出席したり、書類の提示を求めたりすることができる。
内部通報制度において、経営陣が関与する案件その他独立した処理を要する案件は、「内部通

報制度規程」に定める監査等委員会直通ルートにより、監査等委員会に報告する。また、重大な法令違反、不正行為、情報漏えい等の重大事案は、「内部通報制度規程」に定める報告基準及び報告先に従い、監査等委員会その他の関係機関に報告する。

9．監査等委員会若しくは内部監査責任者に報告をした者又は内部通報制度に基づき相談、通報若しくは調査に協力した者が、当該報告等を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会若しくは内部監査責任者へ報告を行った者又は内部通報制度に基づき相談、通報若しくは調査に協力した者に対し、当該報告等を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の費用請求には、監査等委員の職務執行に必要でないことを確認した場合を除き、速やかに応じる。

また、監査等委員会が代表取締役、会計監査人、内部監査責任者とそれぞれ意見交換を行うことにより、コンプライアンス上の課題、問題を把握できる体制構築を行うとともに、内部監査責任者は、監査等委員会から特定事項の調査を依頼された場合はこれを検討・実施するとともに、年度内部監査計画、重要な監査結果、財務報告に係る内部統制（J-SOX）評価、内部監査の独立性に関する事項及び経営陣関与・利益相反事項を監査等委員会に報告し、監査等委員会監査の実効性確保を支援するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。なお、当事業年度においては、2026年７月22日開催の取締役会において同基本方針を改定し、体制を整備しております。

１．取締役会の監督の下、コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス態勢の整備・強化に関する事項を審議しております。
内部監査責任者は、管理上は代表取締役社長の所轄、機能上は監査等委員会に報告する関係の下で、当社グループのコンプライアンス及び内部統制の状況を監査しております。
また、コンプライアンス意識の醸成を図るため、コンプライアンス担当役員と所管部署の使用人が中心となり全役職員に対するコンプライアンス研修を実施しております。
不正行為の早期発見と是正のため、内部通報窓口を設置し運用しております。また、当事業年度において「内部通報制度規程」を改定し、当社グループ共通の相談・通報窓口の整備、外部設置窓口の第三者機関への委託、通報対象者の拡大等を内容とする新たな体制を整備し、2026年９月１日より運用を開始しております。
反社会的勢力の排除については、取引開始時に相手方の属性を確認したり契約書に反社会的勢力の排除を謳った条文を規定したりするなどの対応を行っております。また、万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関や弁護士に相談できる態勢を整えております。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況
「文書管理規程」をはじめとする関連規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録、保存しております。また、監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が社内諸規程に準拠して実施されているかを監査しております。

３．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況
「リスク管理規程」及び「リスク管理基準」に基づき、取締役会の監督の下、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を原則として３か月に１回以上開催しております。平時はリスク管理委員会が当社グループのリスクを総括的に管理し、当社グループ各社・各部門からリスク管理状況について定期、随時の連絡を受けてリスクの実態把握に努めるとともに、必要な施策の指示を行い、重要なリスク及び重大事案を取締役会及び監査等委員会に報告しております。
また、内部監査責任者は内部監査計画に基づき当社グループ全体のリスク管理状況の検証を行い、その結果を代表取締役社長へ報告するとともに、重要な監査結果等は監査等委員会にも報告しております。なお、経営陣が関与する事項及び利益相反に関する事項は、監査等委員会に優先又は直接報告する体制としております。
有事（リスクの顕在化）が発生した場合は、緊急時対応マニュアル及び緊急時対応計画に従い当該事象の内容に応じ責任者を明確にして情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行い、問題解決に努めております。

４．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、これを具体化するため、毎事業年度の当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定め、その進捗を取締役会及びグループ会議において確認しております。
「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき執行役員をはじめとする使用人の職務内容及び権限を明確にしております。

5．当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況
「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社から事業内容について定期的な報告を受けるとともに、一定の基準を満たす事項については当社の取締役会において決議しております。また、当社子会社は、重大なコンプライアンス違反、内部通報案件その他当社グループの内部統制に重要な影響を及ぼす事項を、当社の定める基準に従い当社に報告しております。

6．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告しており、監査等委員は必要に応じて書類の提示を求めております。また、「内部通報制度規程」において、経営陣が関与する案件等を監査等委員会直通ルートにより監査等委員会に報告する体制、及び重大事案を報告基準に従い監査等委員会その他の関係機関に報告する体制を定め、2026年９月１日より運用を開始しております。
監査等委員会若しくは内部監査責任者へ報告を行った者又は内部通報制度に基づき相談、通報若しくは調査に協力した者に対する不利な取扱いの禁止について、新たな内部通報体制の運用開始にあわせて当社グループに周知しております。
監査等委員会は、代表取締役、会計監査人及び内部監査責任者とそれぞれ適宜意見交換を行っております。
内部監査責任者は、年度内部監査計画、重要な監査結果、財務報告に係る内部統制（J-SOX）評価、内部監査の独立性に関する事項及び経営陣関与・利益相反事項を監査等委員会に報告しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,054,369	3,023,762	303,153	△447	4,380,838
当期変動額					
新株の発行	26,842	26,842	－	－	53,684
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	418,898	－	418,898
自己株式の取得	－	－	－	△292,682	△292,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	26,842	26,842	418,898	△292,682	179,901
当期末残高	1,081,212	3,050,605	722,052	△293,130	4,560,739

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△5,259	△1,516	△6,775	156,237	4,530,300
当期変動額					
新株の発行	－	－	－	－	53,684
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	418,898
自己株式の取得	－	－	－	－	△292,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△542	△5,258	△5,800	31,776	25,976
当期変動額合計	△542	△5,258	△5,800	31,776	205,877
当期末残高	△5,801	△6,774	△12,576	188,013	4,736,177

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　7社

連結子会社の名称　　アララ株式会社
株式会社クラウドポイント
株式会社シーピープラス
株式会社バリューデザイン
VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.
ValueDesign Service Pvt Limited
WEARTOPAY PTE.LTD.

2．連結子会社の事業年度等に関する事項

アララ株式会社、株式会社クラウドポイント、株式会社シーピープラス及び株式会社バリューデザインの決算日は8月31日であります。また、VALUEDESIGN (THAILAND) CO.,LTD.、ValueDesign Service Pvt Limited及びWEARTOPAY PTE.LTD.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、8月31日を決算日とみなした仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　先入先出法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

原材料　　総平均法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品　　個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	４～18年
工具、器具及び備品	３～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん	10年
顧客関連資産	10年
ソフトウエア	３～５年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度における負担額を計上しております。

③ 契約損失引当金

外部取引先との契約における残存期間の支払義務履行による損失へ備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの各事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① キャッシュレスサービス事業

「キャッシュレスサービス事業」は、当社グループの顧客である企業の店舗等に対して、エンドユーザーが利用する独自ＰａｙやポイントをＳａａＳ型の「アララキャッシュレス」及び「バリューカードサービス」にて提供しております。また、「アララキャッシュレス」及び「バリューカードサービス」では各種の付加サービスの提供も実施しております。

「アララキャッシュレス」では、エンドユーザーのキャッシュレスサービス利用時に蓄積された履歴をもとに顧客がメッセージングサービスを活用し、エンドユーザーと最適なコミュニケー

ションを取ることができる統合型販促ソリューションサービスを展開しております。「バリューカードサービス」では、周辺サービスや決済データを用いたデジタルマーケティングサービスや従来は応募にハガキを利用していたレシート販促キャンペーンをデジタル化したインスタントウィンサービス等、独自Ｐａｙ利用促進・付加価値向上のためのサービスを展開しております。これらについては、主にシステム導入等に係るサービス提供と月々のシステム利用に係るサービス提供の２つに分けられます。

システム導入等に係るサービス提供は、主に初期導入に係る作業費用（セットアップ手数料）とカード製作、決済端末やチャージ機等の納品があります。初期導入に係る作業費用（セットアップ手数料）については、サービスが移転される一定期間に渡って収益を認識しております。カード製作、決済端末やチャージ機等の納品については、当該物品に対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足していることから、その時点で収益を認識しております。また、システム利用に係るサービス提供については、顧客との契約に基づき独自Ｐａｙの残高管理システムの顧客によるサービス利用量（チャージ及び決済）に応じて履行義務が充足されると判断しており、顧客の利用量に応じた契約金額を収益として認識しております。

②　デジタルサイネージ関連事業

「デジタルサイネージ関連事業」では、ショッピングセンター、飲食チェーン店、コンビニエンスストア、オフィスや駅・空港など、多種多様な業種への顧客に対してデジタルサイネージの販売及び設置やメンテナンスサービスなど、デジタルサイネージに関するトータルソリューションを提供しております。

「デジタルサイネージ関連事業」のサービス提供内容としては、主にデジタルサイネージの販売及び設置とデジタルサイネージへ掲示するコンテンツの配信サービス、アフターサービスである保守サービスの提供に分けられます。

デジタルサイネージの販売及び設置については、顧客が指図するロケーションへデジタルサイネージを設置することにより履行義務を充足していることから、顧客が検収完了した時点で収益を認識しております。

また、デジタルサイネージ関連のコンテンツ配信サービスやアフターサービスである保守サービスについては、顧客と取り交した契約期間の経過に伴い、そのサービスに対する履行義務を充足していることから、当該契約期間に渡って収益を認識しております。

③　ソリューション事業

当社グループの「ソリューション事業」は、主に「メッセージングサービス」を顧客へ提供しております。

「メッセージングサービス」は、適切なタイミングで電子メールを一時に大量に配信したい企業・団体（主に運輸業、金融機関、情報通信業、地方公共団体等）を対象に、サービスを提供しております。主なサービスの提供方法は２つあり、有効期間を設けたライセンスによるサービス提供とＳａａＳ方式によるサービス提供であります。

有効期間を設けたライセンスによるサービス提供については、サーバーへ都度アクセスしてライセンス認証することで、サービスを顧客が利用することができることから、その有効期間にわたり履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、ＳａａＳ方式による主なサービス提供については、サブスクリプション型のメールサービスを提供しており、その利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ グループ通算制度の適用

当社及び国内の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価について

無形固定資産に計上されているソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の資産性の判断に際して可能な限り客観的に回収可能性等を評価しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、当該資産に追加的な損失が発生する可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
ソフトウエア	559,573
ソフトウエア仮勘定	95,762

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

開発したソフトウエアに係る将来キャッシュ・フローに基づき、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合には無形固定資産に計上しております。また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく、定額法により減価償却を行っております。さらに、資産計上後における状況の変化により将来キャッシュ・フローの著しい減少が見込まれる場合やソフトウエアが事業の用に供されない場合には、減損処理を行っております。

将来キャッシュ・フローが著しく減少する要因が生じた場合や投資したソフトウエアが事業の用に供されない場合など、その一部について投資回収が見込まれない可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローと見積りが異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウエアに係る損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式	880,321千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	200,000千円
長期借入金	200,000千円
計	400,000千円

2．財務制限条項

当社は、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）について、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関との間で、シンジケートローン契約を締結しており、下記の財務制限条項が付されております。

(1) 2023年8月期決算を初回とし、以降各年度の決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の合計額の75%以上とすること。

(2) 各年度の決算期における当社の連結の損益計算書に表示される経常損益にのれん償却費を加えた金額が、2023年8月期を初回とし、以降の決算期につき損失とならないようにすること。

3．有形固定資産の減価償却累計額　546,054千円

4．棚卸資産の内訳

商品	69,917千円
原材料	329,245千円
仕掛品	143,391千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式　16,022,148株

2．当連結会計年度末日における自己株式の数

普通株式　600,771株

3．当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　1,085,968株

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は、主に株式取得や設備投資を目的としたものであります。変動金利による借入金については、金利変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券（※4）	28,483	28,483	－
(2) 敷金及び保証金	286,060	244,074	△41,986
資産計	314,544	272,558	△41,986
(1) 長期借入金（※3）	1,159,915	1,133,183	△26,731
負債計	1,159,915	1,133,183	△26,731

（※1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（投資有価証券）	3,153

（※3）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4）投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定にかかるインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	3,822	24,660	－	28,483
資産計	3,822	24,660	－	28,483

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	244,074	－	244,074
資産計	－	244,074	－	244,074
長期借入金	－	1,133,183	－	1,133,183
負債計	－	1,133,183	－	1,133,183

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。投資信託等は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は敷金及び保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	キャッシュレスサービス事業	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｻｲﾈｰｼﾞ関連事業	ソリューション事業	その他の事業	
スポット売上	562,458	5,592,479	30,443	246,362	6,431,743
リカーリング売上	3,172,469	576,971	752,642	909	4,502,993
その他の売上	127,301	80,217	－	50	207,569
顧客との契約から生じる収益	3,862,228	6,249,669	783,085	247,321	11,142,305

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3．会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,127,384
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,512,081
契約負債（期首残高）	13,234
契約負債（期末残高）	12,616

(注) 顧客との契約から生じた債権は、「受取手形、売掛金及び契約資産」として表示しております。
また、契約負債は、流動負債の「前受金」に含まれております。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　　294円92銭
２．１株当たり当期純利益　　26円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(オフィスの移転及び補償金の受取)

当社の連結子会社である株式会社クラウドポイント（以下「クラウドポイント社」という）は、2026年４月14日開催の取締役会において、本社オフィスの移転について決議しており、2026年５月27日開催の取締役会において、移転先賃貸人との間で賃貸借契約を締結することについて決議しております。また、2026年７月17日開催の取締役会において、渋谷二丁目西地区市街地再開発組合（以下「組合」という）との間で、移転に伴う補償金に関して「補償に関する合意書」を締結することを決議いたしました。

１．移転理由

クラウドポイント社の本社所在地は、東京都渋谷区渋谷二丁目であります。2023年1月に都市再開発法に基づき、東京都により市街地再開発組合の設立が認可され、渋谷区二丁目西地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という）が施行されてきました。組合からは、本事業着工のために明け渡しを要求されており、やむを得ず応じる予定であります。

２．移転の時期及び移転先

(1) 移転時期：　2026年12月（予定）

(2) 移 転 先：　東京都港区赤坂２－17－７　赤坂溜池タワー13階

３．受取補償金の概要

受取補償金の額：　346,781,000円（予定）

上記の補償金は、都市再開発法第97条の規定に基づく補償の概算額であります。今後、組合が別に定める評価基準等の変更がない限り、権利変換期日到来後に締結される「97条補償に関する契約書」において本金額が最終的な補償額となる予定です。そして、組合からクラウドポイント社に対して、権利変換期日後、同法第96条に基づく明け渡し期限までに補償金が支払われる予定（2026年12月予定）です。

４．業績に与える影響

本件に伴う受取補償金につきましては、翌連結会計年度において特別利益として計上する予定です。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,436,293**	**流動負債**	**1,013,628**
現金及び預金	974,927	買掛金	111,669
売掛金	161,537	短期借入金	550,000
関係会社売掛金	30,434	1年内返済予定の長期借入金	267,072
前払費用	18,576	未払金	16,539
未収入金	2,522	関係会社未払金	361
関係会社未収入金	44,647	未払費用	39,254
関係会社短期貸付金	200,000	未払法人税等	3,287
その他	3,647	未払消費税等	19,695
固定資産	**4,649,508**	預り金	5,749
有形固定資産	**7,521**	**固定負債**	**291,200**
建物	5,916	長期借入金	291,200
工具、器具及び備品	1,604	**負債合計**	**1,304,828**
無形固定資産	**2,651**	(純資産の部)	
ソフトウエア	2,097	**株主資本**	**4,592,960**
その他	554	**資本金**	**1,081,212**
投資その他の資産	**4,639,336**	**資本剰余金**	**3,045,864**
投資有価証券	3,000	資本準備金	1,059,432
関係会社株式	4,592,340	その他資本剰余金	1,986,432
関係会社長期未収入金	14,082	**利益剰余金**	**759,013**
関係会社長期貸付金	16,577	その他利益剰余金	759,013
敷金	30,682	繰越利益剰余金	759,013
繰延税金資産	2,353	**自己株式**	**△293,130**
その他	2,100	**新株予約権**	**188,013**
貸倒引当金	△21,800	**純資産合計**	**4,780,973**
資産合計	**6,085,802**	**負債純資産合計**	**6,085,802**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,184,676**
売上原価		**171,615**
売上総利益		**1,013,061**
販売費及び一般管理費		**628,465**
営業利益		**384,595**
営業外収益		
受取利息	7,655	
為替差益	2,173	
その他	576	**10,404**
営業外費用		
支払利息	25,175	
支払手数料	2,322	
貸倒引当金繰入額	17,819	
その他	0	**45,318**
経常利益		**349,682**
特別利益		
新株予約権戻入益	5,760	**5,760**
税引前当期純利益		**355,442**
法人税、住民税及び事業税	△33,854	
法人税等調整額	△1,719	**△35,574**
当期純利益		**391,017**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,054,369	1,032,589	1,986,432	3,019,022	367,996	367,996
当期変動額						
新株の発行	26,842	26,842	－	26,842	－	－
当期純利益	－	－	－	－	391,017	391,017
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	26,842	26,842	－	26,842	391,017	391,017
当期末残高	1,081,212	1,059,432	1,986,432	3,045,864	759,013	759,013

（単位：千円）

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△447	4,440,940	156,237	4,597,177
当期変動額				
新株の発行	－	53,684	－	53,684
当期純利益	－	391,017	－	391,017
自己株式の取得	△292,682	△292,682	－	△292,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	31,776	31,776
当期変動額合計	△292,682	152,019	31,776	183,796
当期末残高	△293,130	4,592,960	188,013	4,780,973

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　10～18年

工具、器具及び備品　　3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア　　3～５年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、主なリース期間は3年です。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

「コーポレートサービス」は、関係会社への経営指導及び経営管理、並びに関係会社受取配当金となります。経営指導及び経営管理に関しては、関係会社に役務を提供した時点で、履行義務

が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

5．繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式	880,321千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	200,000千円
長期借入金	200,000千円
計	400,000千円

2．財務制限条項

当社は、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）について、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関との間で、シンジケートローン契約を締結しており、下記の財務制限条項が付されております。

(1) 2023年8月期決算を初回とし、以降各年度の決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の合計額の75%以上とすること。

(2) 各年度の決算期における当社の連結の損益計算書に表示される経常損益にのれん償却費を加えた金額が、2023年8月期を初回とし、以降の決算期につき損失とならないようにすること。

3．有形固定資産の減価償却累計額　　79,675千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	938,316千円
営業費用	42,442千円
営業取引以外の取引による取引高	4,609千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式　　600,771株

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式取得関連費用	5,606千円
関係会社株式評価損	395,539千円
関係会社株式	35,080千円
貸倒引当金	6,869千円
投資有価証券評価損	15,739千円
税務上の繰越欠損金	273,270千円
その他	6,711千円
繰延税金資産　計	738,816千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△273,270千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△463,192千円
評価性引当額　計	△736,462千円
繰延税金資産　合計	2,353千円
繰延税金資産の純額	2,353千円

2．法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年８月12日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1．子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社バリューデザイン	(所有)100.0%	役員の兼務経営管理業務の受託等	売上高(経営管理業務の受託)(注1)	183,600	関係会社売掛金	16,830
				配当金の受取	213,014	−	−
				被保証債務(注2)	400,000	−	−
				家賃の受取(注3)	10,200	関係会社未収入金	935
				グループ通算税効果額(注4)	14,488	関係会社未収入金	14,488
子会社	株式会社クラウドポイント	(所有)100.0%	役員の兼務経営管理業務の受託等	売上高(経営管理業務の受託)(注1)	76,800	関係会社売掛金	7,040
				配当金の受取	254,354	−	−
				資金の貸付	500,000	関係会社短期貸付金	200,000
				利息の受取	4,067	関係会社未収入金	2,279
				グループ通算税効果額(注4)	14,358	関係会社未収入金	14,358
子会社	アララ株式会社	(所有)100.0%	役員の兼務経営管理業務の受託等	売上高(経営管理業務の受託)(注1)	68,400	関係会社売掛金	6,270
				配当金の受取	138,777	−	−
				被保証債務(注2)	400,000	−	−
				家賃の受取(注3)	24,000	関係会社未収入金	2,200
				グループ通算税効果額(注4)	5,020	関係会社未収入金	5,020

子会社	WEARTOPAY PTE. LTD.	(所有) 100.0%	役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付 (注5)	－	関係会社長期貸付金	16,577
				経費の立替 (注5)	4,785	関係会社長期未収入金	12,840
				利息の受取 (注5)	541	関係会社長期未収入金	1,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営管理業務の受託については、子会社との協議のうえ、取引価格を決定しております。

（注２）当社銀行借入に対する債務保証を受けておりますが、保証料等の支払いは行っておりません。なお、取引金額には当事業年度末の被保証債務額を記載しております。

（注３）家賃の受取については、事務所の使用面積等を勘案して決定しております。

（注４）グループ通算制度に伴う通算税効果額の受取予定額であります。

（注５）WEARTOPAY PTE. LTD.への貸付金及び未収入金に対して、21,800千円の貸倒引当金を設定しております。

２．役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	岩井　陽介	(被所有) 9.76%	当社代表取締役	ストック・オプションの権利行使 (注1)	7,700	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプション及び当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(１株当たり情報に関する注記)

１．１株当たり純資産額　297円83銭

２．１株当たり当期純利益　24円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

ペイクラウドホールディングス　株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　野　貴　弘

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ペイクラウドホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ペイクラウドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

ペイクラウドホールディングス　株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　塚　　徹
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　野　貴　弘

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ペイクラウドホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は2025年９月１日から2026年８月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査を行いましたので、以下のとおりご報告致します。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査等委員会の職務の執行のため必要な事項及び取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハ、会社法施行規則第110条の４で定める内容（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法により監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、経営力強化を図るため、内部統制システムの継続的な強化に取り組み法令遵守、業務の有効性・効率性、財務諸表の質的向上に努めることが求められます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果
会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2026年10月28日

ペイクラウドホールディングス株式会社　監査等委員会

社外取締役監査等委員（委員長）	井　上　昌　治
社外取締役監査等委員	米　田　恵　美
社外取締役監査等委員	一　木　裕　佳

以　上